

## Press Release



2024年9月9日  
中国電力株式会社

### 「法令遵守に関するコミットメント」について

当社は、本日、独占禁止法事案に係る再発防止の取り組みを継続していくことなどについて、「法令遵守に関するコミットメント」として幅広いステークホルダーに宣言しますので、お知らせします。

当社は、2023年3月30日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受領したこと（[同日お知らせ済み](#)）を踏まえ、同年7月14日、経済産業大臣から電気事業法第2条の17第1項に基づく業務改善命令を受領（[同日お知らせ済み](#)）しました。本命令に基づき、同年8月10日、「再発防止のための計画」を策定・報告（[同日お知らせ済み](#)）するとともに、再発防止策の実施に注力してまいりました。

その後も、再発防止の取り組み状況等について、都度、電力・ガス取引監視等委員会による確認を受けてきており、本年7月、同委員会から「着実に実施している」との評価をいただきました。当社はコンプライアンスの遵守に向けた取り組みを継続的に実施していくことが必要と認識しており、本日、改めて法令遵守に関する宣言を行うこととしたものです。

当社は、引き続き、本事案を風化させることないよう継続的に取り組み、地域の皆さまに信頼いただける企業を目指してまいります。

〔添付資料〕

別紙：法令遵守に関するコミットメント

以上

参考：主な再発防止策

関連リンク：[エネルギアグループ企業行動憲章](#)

関連リンク：[中国電力コンプライアンス行動規範](#)

2024年9月9日  
中国電力株式会社

## 法令遵守に関するコミットメント

当社は、一連の不適切事案の発生以降、社内ルール・制度の整備・周知、法令やその趣旨に関する教育・啓発、ルールの運用状況の確認強化（3線管理の強化）、社外取締役の増員によるガバナンスの強化、社外の視点の採り入れ施策等により、再発防止に向けて役員・社員の知識の向上と意識の改善に取り組んでまいりました。

本年4月には、当社グループの役員・社員のあるべき姿を示した「エネルギーグループ企業行動憲章」および「中国電力コンプライアンス行動規範」の見直しを行い、思考・行動様式の改革も進めています。

今後も、二度と同様の事案を繰り返すことのないよう、経営層のリーダーシップのもと全社一丸となって、再発防止に向けた実効的な取り組みを継続し、法令遵守意識の更なる向上を図ってまいります。

当社グループは、再び社会の皆さまの信頼を取り戻し、その信頼を基盤に、公正かつ自由な競争の下、健全な事業活動を通じて社会に有用な価値を創造し、成長していくことで、持続可能な社会の実現に貢献することを、ここに宣言します。

以上

## 主な再発防止策

独占禁止法事案に係る電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善命令を踏まえ、以下の施策をすべて実施済みです。

研修・教育等の施策は継続して実施していきます。

### 1. 社外取締役による経営の客観性・透明性の向上

(1) 社外取締役の増員

(2) 指名委員会及び報酬委員会の委員長を社外取締役より選任

### 2. 業務運営における競争法遵守体制の強化

項目	概要
競争法遵守に向けた体系的な社内ルールの整備	・競争法等遵守規程、同業他社との接触取扱細則の制定
	・独占禁止法遵守に関するマニュアルの見直し・周知徹底
法令遵守状況の点検	・所属長による業務点検（年1回）の中で、独占禁止法遵守に関する項目を追加し、業務に関する法令等の遵守状況を確認
内部監査の強化	・内部監査部門による独占禁止法遵守に関する定期的な監査
	・内部監査の計画策定・実施への社外弁護士の見解活用
	・監査等委員会及び内部監査部門による、競争に関する議題を扱う会議体のモニタリング
内部通報窓口の活用	・社内外に設置している内部通報窓口の積極的周知による活用の促進
	・社内リーニエンス制度の導入・周知
	・研修や情報発信等の機会を捉えて、法務部門への競争法関係の相談徹底を周知
法令等遵守に係る研修・教育の実施（受講状況の把握により実効性を確保）	・経営層及び小売営業活動等に従事する社員に対する独占禁止法に関する定期的な研修の実施
	・経営層を対象とした独占禁止法遵守に関する研修
	・小売営業部門の管理職を対象とした同業他社との接触に係る研修（以後、人事異動時期に、新規対象者に法務担当者による研修を実施）
	・小売営業活動に関する意思決定に関与する機会のある、または、小売営業活動に従事する社員を対象とした独占禁止法に関する研修
	・全社員を対象とした定期的な研修（コンプライアンス強調月間（11月）を活用）

項目	概要
役員・社員に求める規律・行動規範等の明確化・文書化	・役員・社員に対し、コンプライアンス最優先の業務運営の徹底についてあらためて周知（社長メッセージ等の発出）
	・独占禁止法遵守に向けた意識向上のためコンプライアンスガイドラインの見直し
	・独占禁止法遵守の誓約書への署名（役員ほか）
取組施策の統括的職位の設置等	・企業再生担当の取締役執行役員の設置
	・根本原因分析、再発防止策の策定及び取組み状況の検証を行う緊急対策本部（不適切事案再発防止対応本部）の設置
	・不適切事案再発防止対応本部の体制強化を目的とした企業再生プロジェクトの設置
社外の視点の採り入れ施策	・企業倫理委員会による再発防止策実施状況の検証（年4回）
	・弁護士等社外有識者を過半とする内部統制強化委員会の設置

以上